

◇ 日本工学院専門学校校友会会則

学校法人 片 柳 学 園

日本工学院専門学校 校友会

日本工学院専門学校校友会会則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、学校法人片柳学園 日本工学院専門学校校友会と呼称する。

(本 部)

第 2 条 本会は、本部を学校法人片柳学園 日本工学院専門学校内に置く。

(支 部)

第 3 条 本会の目的遂行のために支部を設置することができる。
ただし、支部に関する規定は別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本会は、会員相互の親睦、研鑽を図り、教育・学術・文化の発展に寄与するとともに、学校法人片柳学園 日本工学院専門学校と緊密に連繋を保持し、その発展に協力することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会誌「かまた」並びに会員名簿の作成。
2. 学術・文化に関する講演会、見学会及び研修会等の開催。
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員及び会費

(会員の種別)

第 6 条 本会の会員は、次のとおり定める。

1. 正会員
2. 準会員
3. 特別会員
4. 賛助会員
5. 名誉会員

(会員の資格)

第 7 条 本会の会員の資格は、次のとおり定める。

1. 正会員は、日本工学院専門学校又は前身校を卒業した者で、校友会会費を納入した者、及び日本工学院専門学校又は前身校に在籍し、校友会会費を納入した者で、役員会において承認された者とする。

2. 準会員は、日本工学院専門学校で校友会会費を納入した者とする。
3. 特別会員は、日本工学院専門学校の教職員で校友会会費を納入した者とする。
4. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、役員会において承認され賛助金を納入した者、又は団体とする。
5. 名誉会員は代議員会により推薦された者とする。

(姉妹校卒業生の支部事業参加)

第 8 条 学校法人片柳学園が設置する姉妹校の卒業生は、支部が主催する事業に参加することができる。

(会 費)

第 9 条 本会の会費は、次のとおりとする。

1. 終身会費 12,000円

(会費の返還)

第 10 条 既納の会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(会員の資格の喪失)

第 11 条 会員は、次の理由によって資格を失う。

1. 退 会
2. 本会の目的に違反した者
3. 本会及び日本工学院専門学校の名誉を傷つけた者
4. 死 亡

第 4 章 代議員及び役員

(代議員)

第 12 条 本会には、代議員を置くものとする。

(役 員)

第 13 条 本会には、次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 5 名以内
3. 幹 事 15 名以内
 - ア. 常任幹事 8 名以内
 - イ. 地区幹事 5 名
 - ウ. 会計幹事 2 名
4. 会計監査 2 名

(役員及び代議員の選出)

第 14 条 役員及び代議員の選出は、次のとおりとする。

1. 代議員は、支部長又は副支部長とする。

2. 役員は、代議員会で会員の中から選出する。
3. 役員の選出方法については、細則で定める。
4. 代議員及び役員は、再任を妨げない。

(役員及び代議員の職務)

第15条 役員及び代議員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。また、地区幹事長として地区内支部をとりまとめ、地区幹事会の運営を担当する。
3. 代議員は、この会則の定めるところにより、その職務を行うものとする。
4. 常任幹事は、会の運営並びに会誌制作に関する事項を担当する。
5. 地区幹事は地区幹事長を補佐し地区幹事長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
6. 会計幹事は、本会の会計一切を担当する。
7. 会計監査は、本会の財産の状況を監査する。

(役員及び代議員の任期)

第16条 役員及び代議員の任期は、次のとおりとする。

1. 役員及び代議員の任期は、2年とする。
2. 任期満了後でも後任者が就任するまでは、任期を延長する。

(役員報酬)

第17条 役員は無給とする。

(名誉顧問及び顧問)

第18条 名誉顧問及び顧問は、次のとおりとする。

1. 本会に名誉顧問1名、顧問若干名をおくことができる。
2. 顧問は、本会の目的達成に関する事項について会長の諮問に応ずると共に役員会、代議員会に出席し意見を述べることができる。
3. 顧問は、本会に功労のあった者のうちから、会長が代議員会の承認を経て委嘱する。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第19条 本会には、事務を処理するために、事務局を設置する。

(事務の委託)

第20条 本会の事務を、学校法人片柳学園に委託することができる。

第6章 会 議

(役員会の開催)

第21条 役員会の開催は、次のとおりとする。

1. 役員会は、年1回以上開催する。
ただし、役員の3分の1以上から会議の目的事項を示し、開催請求がなされたときは、役員会を開催しなければならない。
2. 役員会は、会長が招集する。
3. 役員会の議長は、会長が務める。

(役員会の成立)

第22条 役員会は、役員現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ書面により意思を表示した者は出席とみなす。

(役員会の議決事項)

第23条 役員会は、次の事項を議決する。

1. 支部の設置及び廃止
2. 正会員、賛助会員の承認
3. 第11条2項及び3項に関する事項
4. その他、本会の運営に関する事項

(代議員会の開催)

第24条 代議員会の開催は、次のとおりとする。

1. 代議員会は、年1回開催する。
ただし、代議員の3分の1以上から会議の目的事項を示し、開催請求がなされたときは、臨時に代議員会を開催しなければならない。
2. 代議員会は、会長が招集する。
3. 代議員会の議長は出席者のうちから選出する。

(代議員会の成立)

第25条 代議員会は、代議員現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ書面により意志を表示した者は出席とみなす。

(代議員会の議決事項)

第26条 代議員会は、次の事項を議決する。

1. 役員の選出
2. 名誉顧問、顧問の選出
3. 名誉会員の推薦

4. 会則等の改正
5. 総会に提案すべき事項
6. その他本会の運営に関する事項

(幹事会の招集)

第27条 幹事会は、会長が必要において招集する。

(総会の開催)

第28条 総会の開催は、次のとおりとする。

1. 通常総会は、年1回開催する。
ただし、会員総数の20分の1以上、または代議員の3分の1以上から会議の目的事項を示し、開催請求のあったときには、臨時総会を招集しなければならない。
2. 通常総会は代議員会をもってこれに代えることができる。
3. 総会は、会長が招集する。
4. 総会の議長は、出席者のうちから選出する。

(総会の招集日)

第29条 総会の招集は、少なくとも10日以前にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面、または会誌をもって通知する。

(総会の成立)

第30条 総会は、会員総数の20分の1以上、または代議員の過半数の出席がなければ、議決することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ書面により意志を表示した者は出席した者とみなす。

(総会の議決)

第31条 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第32条 通常総会は、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. 財産目録に関する事項
4. その他、役員会で必要と認めた事項

(総会議決事項の周知)

第33条 総会議事の概要及び議決事項は、会誌により会員に周知する。

(議事録の作成)

第34条 役員会、代議員会及び総会の議事は、議事録を作成し議長および指名された議事録署名人2名以上が捺印のうえ、これを保存する。

(役員会等への出席諸経費)

第35条 本会の役員が役員会等への出席のために要した諸経費は、本会が負う。

第7章 財産及び会計

(財産)

第36条 本会の財産は、次のとおりとする。

1. 会費
2. 財産目録記載の財産
3. 事業に伴う収入
4. 財産から生じる果実
5. 寄付金品
6. その他

(会費の徴収及び財産の管理)

第37条 本会の会費の徴収及び財産の管理は、次のとおりとする。

1. 会費の徴収は、学校法人片柳学園に委託することができる。
2. 本会の財産の管理を、学校法人片柳学園に委託することができる。

ただし、現金は役員会の議決に基づき普通預金および定期預金として預金する。

(事業計画及び予算の作成)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始以前に作成し、役員会の議を経て総会の承認を求めなければならない。

(決算)

第39条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後決算書を作成し、役員会の議を経て、会計監査の意見を添え、総会の承認を求めなければならない。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

第8章 会則の変更並びに解散

(会則の変更)

第41条 この会則の変更は、総会又は代議員会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(会の解散)

第42条 本会の解散は、総会又は代議員会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第43条 本会の解散に伴う残余財産は、総会又は代議員会において、出席者の4分の3以上の議決を経て、学校法人片柳学園 日本工学院専門学校に寄付する。

第9章 補 則

(施行細則)

第44条 この会則についての細則は、役員会、代議員会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この会則は、昭和 42年4月 1日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 2年4月 1日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 6年4月 1日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 6年6月 11日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 7年6月 10日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 8年6月 8日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 9年6月 14日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 14年6月 8日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 18年6月 10日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 20年6月 14日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成 21年6月 13日から施行する。